

議第88号

令和8年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加および変更は、次のとおりとする。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔橋本ポンプ場〕 〔耐震補強工事〕	令和9年度	100,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔送風機棟耐震補強工事〕	令和9年度	72,000千円
流域下水道建設事業 〔琵琶湖流域下水道〕 〔ポンプ場電気設備工事〕	令和9年度	30,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 〔一返流水配管ほか〕 〔改築工事〕	令和9年度	177,000千円	令和9年度から 令和10年度まで	229,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 〔一水処理設備〕 〔改築工事〕	令和9年度	1,167,000千円	令和9年度から 令和10年度まで	1,827,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔沈砂池設備ほか〕 〔改築更新工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	312,600千円	令和9年度から 令和10年度まで	640,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔脱水機棟ほか〕 〔建築設備改築工事〕	令和9年度	180,000千円	令和9年度から 令和10年度まで	270,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター〕 〔汚泥焼却設備〕 〔更新工事〕	令和9年度から 令和12年度まで	16,600,000千円	令和9年度から 令和14年度まで	16,600,000千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 管 理 棟 ほか 建築設備改築工事〕	令 和 9 年 度	180,000千円	令和9年度から 令和10年度まで	285,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南幹線 ほか管路施設 改 築 工 事〕	令 和 9 年 度	50,000千円	令 和 9 年 度	280,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター 汚泥貯留ホッパ 改 築 更 新 工 事〕	令和9年度から 令和10年度まで	309,000千円	令和9年度から 令和10年度まで	474,000千円
流域下水道建設事業 〔マキノポンプ場 ほか沈砂池設備 改 築 更 新 工 事〕	令 和 9 年 度	102,000千円	令 和 9 年 度	160,000千円
琵琶湖流域下水道ストック マネジメント計画策定 業務	令 和 9 年 度	101,400千円	令 和 9 年 度	170,400千円
東北部浄化センター汚泥 処理施設維持管理業務	令和8年度から 令和32年度まで	22,000,000千円	令和8年度から 令和34年度まで	22,000,000千円

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造